

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成23年10月31日(月)

社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課/地域移行・障害児支援室

## 目 次

1	新体系サービスへの移行について……………	1
	〈関連資料〉……………	8
2	サービス等利用計画の導入と障害福祉サービス利用の組み合わせについて……………	16
3	宿泊型自立訓練等の見直しについて……………	19
	〈関連資料〉……………	21
4	介護職員等によるたんの吸引等の実施について……………	26
	〈関連資料〉……………	28
5	障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正について……………	32
	○相談支援体制の充実等について……………	32
	○障害児支援の強化について……………	38
	〈関連資料〉……………	78
	○相談支援の充実等について……………	81
	○障害児支援の強化について……………	116
6	事項別担当者一覧……………	185

# 1 新体系サービスへの移行について

## (1) 新体系移行について

### ア 新体系移行の状況及び厚生労働省の基本的な考え方

新体系サービスへの移行割合については、各都道府県別でばらつきが見られるが、平成23年4月1日現在、全国平均で70.0%となっており、平成22年10月1日時点と比べ、約14ポイントの増加となっているところである。

障害者自立支援法に基づくサービス体系（新体系サービス）は、24時間を同じ施設の中で過ごすのではなく、日中の活動の支援と居住の支援を組み合わせるよう「昼夜分離」を進め、障害者が自分の希望に応じて、複数のサービスを利用することを可能とし、地域生活へ移行することを目指しており、今後も引き続き新体系移行を期限までに完了させる方針である。

### イ 新体系移行に関する今後の対応について

#### (ア) 新体系移行に向けた対応の強化の必要性について

旧体系施設が、移行期限である平成24年3月までに移行できなかった場合には、障害者自立支援法（以下「法」という。）に基づく報酬を受けることができなくなるものである。

また、旧体系施設が、新体系サービスへ移行するためには、各種の手続き等を経る必要があり、一定の期間を要するものであるから、平成24年3月末の移行期限に向け、旧体系施設ごとに新体系移行に必要な手続き等ごとにスケジュール等を定めた具体的な移行計画を作成し、計画的に移行のための準備を進めていく必要がある。

そのため、各都道府県におかれては、各旧体系施設の移行計画の進捗状況を把握しつつ、平成24年4月の制度改正の内容の周知及び新体系サービスへの移行支援策を活用しながら、各都道府県の管内の旧体系施設が移行期限までに移行できるよう、その進捗状況に応じた個別の対応をお願いします。

#### (イ) 新体系移行に向けて旧体系施設が必要な具体的な手続き

旧体系施設が新体系移行のために必要な手続きについては、本年2月22日の会議資料においてお示したところであるが、新体系サービスの指定手続き以外に、対外的に必要となる主な手続きは、以下のとおりである。

##### ① 利用者に対する説明

障害福祉サービス事業者等は、利用者又は家族の意思及び人格を

尊重して、常に当該利用者又は家族の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないとされている（人員、設備及び運営に関する基準第3条第2項）。このため、旧体系施設の設置者は新体系サービスへの移行に際し、利用者や家族に対して丁寧な説明を行うとともに、相談窓口の開設や個別面談の実施等、新体系移行に伴う利用者や家族の不安解消に努めることが重要である。各都道府県におかれては、必要に応じ、旧体系施設の設置者が実施する利用者や家族に対する説明会等に職員を派遣する等の対応についても検討されるようお願いする。

## ② 利用者の障害程度区分の認定

新体系サービスへの移行に際し、旧体系施設の利用者に対して新体系サービスに係る介護給付費の支給決定を行うためには、障害程度区分の認定が必要となる。障害程度区分の認定については、認定調査、医師意見書の提出、市町村審査会による審査及び判定などの手続きを要するため、旧体系施設の設置者は、利用者や家族に対し、新体系サービスへの移行について十分に時間的余裕をもって説明し、障害程度区分の認定手続きの申請について同意してもらう必要がある。なお、訓練等給付の支給決定の場合には、障害程度区分の認定は行わないが、認定調査は行うことに留意が必要である。

## ③ サービス管理責任者の配置

指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設においては、サービス利用者の個別支援計画の作成や他の従業者に対する技術指導・助言等を行うサービス管理責任者の配置が必要である（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所及び重度障害者等包括支援を除く）。

そのため、サービス管理責任者の要件を満たす職員がいない場合には、新たに、一定の実務経験と相談支援従事者初任者研修（講義部分）及びサービス管理責任者研修を修了したサービス管理責任者の要件を満たす者を雇用する必要がある。

なお、サービス管理責任者に係る研修要件については、現行制度上、平成24年3月末までの間は、当該研修を修了していない場合であっても、サービス管理責任者の研修修了の要件を満たすものとする経過措置を設けているところであるが、当該経過措置は廃止し、平成24年度以降の取扱いについては、以下のとおりとしているので、ご留意願いたい。

また、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置として、構造

改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域内のサービス管理責任者の実務経験に係る要件を緩和する「サービス管理責任者資格要件弾力化事業」を実施している。

本事業については、昨年9月7日に通知を示したところであるので、各都道府県等におかれては、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用していただくようお願いする。

**【平成24年4月1日以降の新規指定の事業所】**

事業開始後1年間は、サービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。

なお、多機能型事業所等については、事業開始後1年間に当該事業所等において提供されるいずれかの障害福祉サービスのサービス管理責任者の研修を修了している場合は、事業開始後3年間は、すべての障害福祉サービスの研修修了の要件を満たしているものとみなす。(現在の取扱いと同様)

**【やむを得ない事情によりサービス管理責任者が欠如した事業所】**

当該事由発生後1年間は、サービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。

※ 都道府県は、欠如した際の届出があった場合にやむを得ない事情について確認すること。

**【平成24年3月末に指定されている事業所】**

平成25年3月31日までは、サービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。

なお、多機能型事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所、複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設（以下「多機能型事業所等」という。）については、平成25年3月31日までの間に当該事業所等において提供されるいずれかの障害福祉サービスのサービス管理責任者の研修を修了している場合は、平成27年3月31日までの間は、すべての障害福祉サービスの研修修了の要件を満たしているものとみなす。

※ 別途通知により、都道府県において、今年度中に当該経過措置の対象者数を把握した上で研修を確実に修了するための研修計画を作成するとともに、当該計画等について障害福祉課に報告を依頼する予定。

④ 旧体系サービスの廃止に伴う届出等

新体系サービスへの移行に当たっては、旧体系サービスについて、当該サービスの指定の辞退届（法第47条）を移行日の3か月前までに、社会福祉事業の廃止届（社会福祉法第64条）を移行日の1か月前までに行う必要がある。また、移行する新体系サービスが障害者支援施設（第1種社会福祉事業）の場合は事業開始前に、障害福祉サービス（第2種社会福祉事業）の場合は事業開始後1か月以内に届出を行う必要がある（社会福祉法第62条第1項、第69条第1項）。さらに、実施する事業の変更に伴い、施設等の設置主体の法人の定款等の変更手続も必要となる。

(ウ) 障害福祉計画におけるサービス見込量と事業者指定の関係について

都道府県知事は、事業者から指定障害福祉サービス事業又は障害者支援施設の指定申請があった場合、都道府県障害福祉計画において定めるサービス見込み量又は必要入所定員総数に達しているか、又はこれを超える見込みであるとき、その他障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、障害福祉サービス基盤の整備を計画的に実施するため当該指定をしないことができることとされている（法第36条第4項及び第38条第2項）。

この規定については、新規事業者については、計画の見込量を超過する場合には指定を行わないことができるが、現在の利用者が円滑に新体系サービスを利用できるよう、旧体系施設・事業者の移行計画書に基づく移行については、計画の数値を上回る場合でも、指定することができるとしているところであり（平成18年5月11日全国障害福祉計画担当者会議資料）、各都道府県におかれては、この取扱いを改めてご確認いただき、旧体系施設が円滑に新体系へ移行できるようご配慮願いたい。なお、児童福祉法に基づく障害児施設等が障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等に移行する場合も同様である。

(2) 新体系移行状況調査（平成23年10月1日時点）の実施について

ア 調査項目

新体系移行の状況及び課題を把握するため、本年10月1日時点の調査を予定している。調査事項は以下のとおり。

- ・ 旧法施設等の移行状況（施設種別）
- ・ 旧法施設等の新体系サービスの移行傾向
- ・ 新体系サービスの指定事業所等の数（運営主体別）

- ・ 新体系移行に関する実施計画

なお、岩手県、宮城県、福島県については、東日本大震災の影響もあることから、(4)のとおり支援の強化を図ることとしており、必要に応じて、個別の旧体系施設に関する追加の調査について相談させていただきたい。

- イ 調査後のフォロー

年度内に確実に新体系移行を完了させるため、アの新体系移行に関する実施計画については、毎月、計画に対する移行実績を厚生労働省に報告いただき、都道府県ごとの状況や対応について情報共有を行い連携して対応することとしたい。

また、都道府県が新体系移行のための研修会等を行う場合には、必要に応じて、厚生労働省から担当者の派遣を検討するので、相談させていただきたい。

(3) 平成24年4月の制度見直しについて

地域移行や新体系移行をより円滑に行う趣旨も含め、平成24年4月の法改正の施行に合わせ、以下の事項について、制度の見直しを行うこととしていっているところであり、都道府県におかれては、旧体系施設の設置者を含む関係事業者に対して、これらの取り扱いについて広く周知するとともに、これらを踏まえ、旧体系施設の新体系移行のための支援をお願いする。

ア 就労継続支援又は生活介護（障害程度区分4（50歳以上は3）より低い者）及び施設入所支援の組み合わせに関する取扱いの見直し（具体的な内容については、16ページ参照）

イ 宿泊型自立訓練等の見直し（具体的な内容については、19ページ参照）

ウ 新体系移行後における会計基準の取り扱いに関する経過措置

旧法授産施設から就労系の新体系サービスに移行した場合には、翌事業年度から「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知）により「就労支援の事業の会計処理の基準」（就労支援事業会計基準）を適用することとされており、従来の授産事業会計基準よりも事務負担が大きいとの指摘を受けていたところである。

これについては、社会福祉法人会計基準の改正に伴い、上記社会・援護局長通知の改正を予定しており、その改正通知において、新体系に移行した場合についても、平成27年3月31日（平成26年度決算）までの間は、引き続き授産事業会計基準を適用できることとする予定である。

エ 新体系移行後の事業運営の安定化を図るための措置の検討

平成23年度をもって終了する障害者自立支援対策臨時特例交付金によ

る基金事業については、積み増し及び期限延長について、検討することとしているところである。

従来、基金事業により、事業運営安定化事業（9割保障）及び移行時運営安定化事業（従前額保障）を実施しているところであるが、平成24年度についても、新体系移行後の事業運営の安定化を図るための措置について、財政状況が厳しい中必要な事業内容を精査しつつ検討しているところである。

#### オ その他の留意事項

##### （ア）自立訓練（生活訓練）における短期滞在加算について

自立訓練（生活訓練）における短期滞在加算（平成21年4月1日以前から継続して居室の提供を受けている場合に限る）については、経過措置期間の満了により、平成24年4月1日以降、算定することができなくなることから、現在当該加算を算定している事業所に対しては、利用者やその家族に対して丁寧な説明を行った上で、早期に宿泊型自立訓練に移行するなど適切に対応するよう、積極的な指導・助言をお願いする。

##### （イ）地域移行型ホーム及び精神障害者退院支援施設について

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）附則第7条に基づく地域移行型ホーム及び精神障害者退院支援施設（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。）別表第13の8及び第14の9に規定する精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等をいう。）については、経過措置期間の満了により、平成24年4月1日以降、新たに指定を受けることができなくなるが、平成24年3月31日までの間に指定を受けたものについては、引き続き当該事業を行うことが可能であるので留意されたい。

#### （4）東日本大震災の被災地における新体系移行について

東日本大震災の被災地における新体系移行については、本年6月30日の会議資料においてお示ししたとおり、施設の被災状況等を考慮した上で、実情に応じて十分配慮を行うこととしている。

また、第3次補正予算において、岩手県、宮城県、福島県を対象として、基金の積み増し及び平成24年度までの延長を行い、甚大な被害を受けた被災地の事業所が復興期において安定した運営ができるようにするため、被災



障害保健福祉圏域ごとに「障害福祉サービス復興支援拠点（仮称）」（以下「復興支援拠点」という。）を設置し、新体系サービスへの移行のための支援を含めた各種支援を行うことにより、被災地における障害児・者に対する福祉サービスが円滑に提供できる体制整備を図ることを目的とする事業の予算を計上しているところである。

本事業の内容としては、復興支援拠点に、コーディネーター及び支援アドバイザーを配置し、圏域内事業所の運営状況等の把握、事業所からの相談の受付、圏域内の障害福祉サービス等のニーズの把握などを行い、事業所に対して新体系移行のための事務職員の派遣やアドバイス、介護職員や事務職員の確保のためのコーディネートを含めた支援を行うことを想定している。

被災3県においては、第3次補正予算が成立した場合には、本事業により、旧体系施設の新体系移行のための支援を強化するとともに、旧体系施設の新体系移行に関して必要があるときには、当課にご相談いただくようお願いする。

## ○新体系サービスへの移行状況（施設種別の内訳）

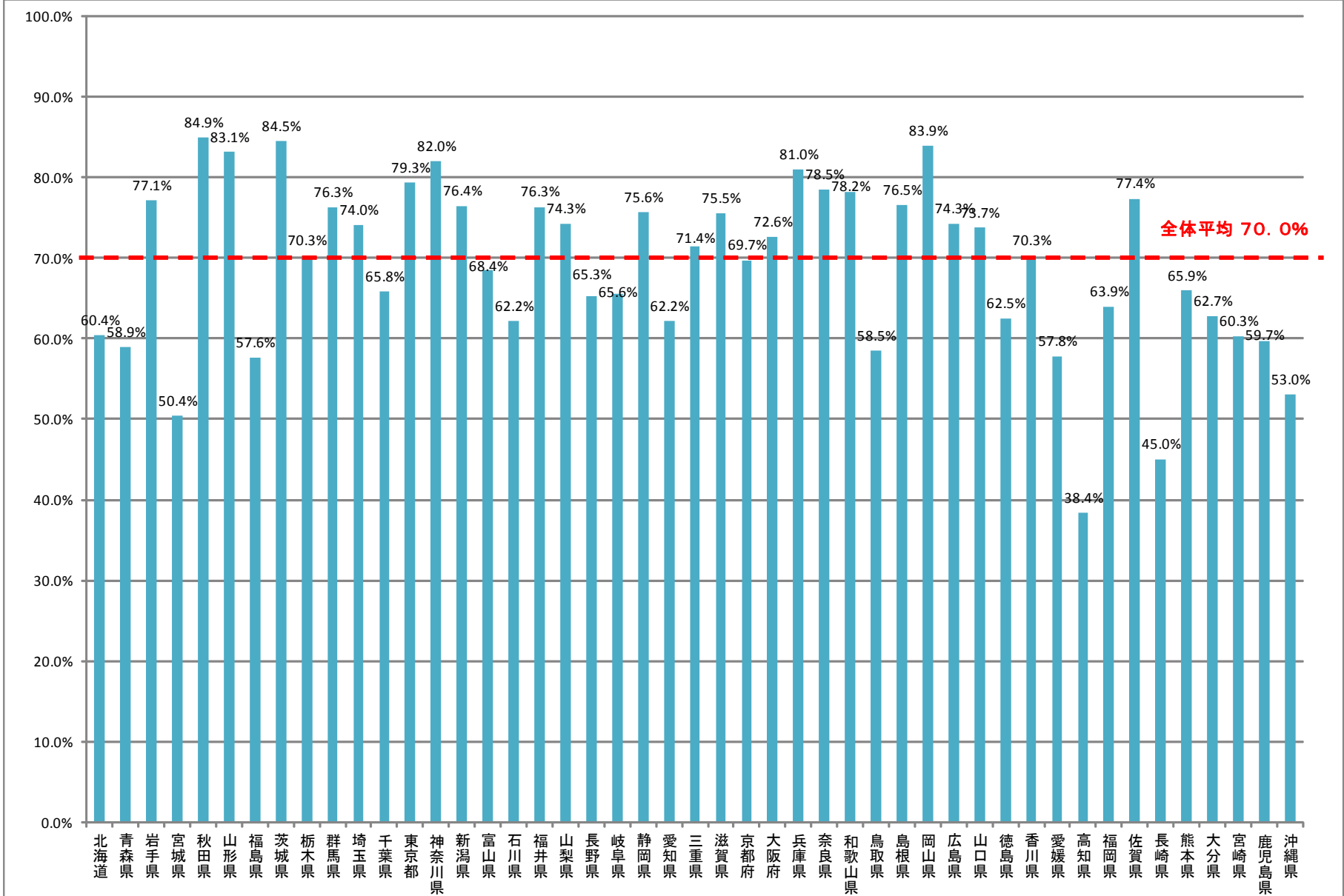
	平成23年4月1日 新体系移行数	平成23年4月1日 旧体系指定数	平成23年4月1日 新体系移行数 +旧体系指定数	移行割合
<b>(1) 身体障害者更生援護施設</b>				
身体障害者療護施設	372	131	503	73.96%
身体障害者更生施設	78	25	103	75.73%
身体障害者入所授産施設	146	55	201	72.64%
身体障害者通所授産施設	252	89	341	73.90%
身体障害者小規模通所授産施設	232	48	280	82.86%
身体障害者福祉工場	26	9	35	74.29%
合 計	1106	357	1,463	75.60%
<b>(2) 知的障害者援護施設</b>				
知的障害者入所更生施設	970	508	1,478	65.63%
知的障害者入所授産施設	110	114	224	49.11%
知的障害者通勤寮	53	66	119	44.54%
知的障害者通所更生施設	424	152	576	73.61%
知的障害者通所授産施設	1116	518	1,634	68.30%
知的障害者小規模通所授産施設	390	40	430	90.70%
知的障害者福祉工場	64	6	70	91.43%
合 計	3,127	1,404	4,531	69.01%
<b>(3) 精神障害者社会復帰施設</b>				
精神障害者生活訓練施設	109	176	285	38.25%
精神障害者入所授産施設	17	10	27	62.96%
精神障害者通所授産施設	217	82	299	72.58%
精神障害者小規模通所授産施設	343	84	427	80.33%
精神障害者福祉工場	17	2	19	89.47%
合 計	703	354	1,057	66.51%
<b>(4) 合 計</b>				
合 計	4,936	2,115	7,051	70.00%

※1 上記「移行割合」は、平成23年4月1日時点で現存する事業所数（新体系移行した事業所と旧体系事業所の合計）のうち、新体系に移行した事業所数の割合

※2 上記の新体系移行数及び旧体系指定数は、各都道府県からの報告に基づく集計値

# 新体系サービスへの移行割合(都道府県別) H23.4.1時点

都道府県名	移行割合
北海道	60.4%
青森県	58.9%
岩手県	77.1%
宮城県	50.4%
秋田県	84.9%
山形県	83.1%
福島県	57.6%
茨城県	84.5%
栃木県	70.3%
群馬県	76.3%
埼玉県	74.0%
千葉県	65.8%
東京都	79.3%
神奈川県	82.0%
新潟県	76.4%
富山県	68.4%
石川県	62.2%
福井県	62.2%
山梨県	74.3%
長野県	65.3%
岐阜県	65.6%
静岡県	75.6%
愛知県	62.2%
三重県	71.4%
滋賀県	75.5%
京都府	69.7%
大阪府	72.6%
兵庫県	81.0%
奈良県	78.5%
和歌山県	78.2%
鳥取県	58.5%
島根県	76.5%
岡山県	83.9%
広島県	74.3%
山口県	73.7%
徳島県	62.5%
香川県	70.3%
愛媛県	57.8%
高知県	38.4%
福岡県	63.9%
佐賀県	77.4%
長崎県	45.0%
熊本県	65.9%
大分県	62.7%
宮崎県	60.3%
鹿児島県	59.7%
沖縄県	53.0%
全体平均	70.0%



※1 平成23年4月1日時点で現存する事業所数(新体系移行した事業所と旧体系事業所の合計)のうち、新体系に移行した事業所数の割合  
 ※2 各都道府県からの報告に基づくもの

## 新体系移行のために事業者が行う業務の概要

対 都道府  
県・市町村

- 移行するサービス等について事前に相談
- 施設整備費や基金による移行支援策の相談

- 具体的な計画(サービスメニュー、定員、人員配置、移行までの事務処理スケジュール等)を作成し、都道府県と協議

対 利用者・  
家族

- 新体系移行の理念や移行先事業の説明
- 利用者や家族との個別面談(不安解消や事業改善に向けた意見聴取)

- 利用者の障害程度区分認定や支給決定等の手続きについて、市区町村と連携しサポート
- 利用者の新体系サービスを確定、重要事項を説明し、利用契約を締結

### 準備段階

### 実施段階

事務局

- 責任者の選定(プロジェクトチームの設置等)
- 移行先事業についての具体的な検討
- 移行に関する課題の整理や移行計画の検討
- 現人員体制と比較し、移行後の人員体制を検討(移行後の経営収支の試算)

- 指定申請書の作成、申請
- 社会福祉法人定款変更申請書の作成、申請

理事会・  
評議員会

- 新体系移行の方向性や事業計画の承認

- 移行後の事業計画・予算の承認、定款変更や運営規定等の承認

職員

- 職員研修も兼ねつつ、新体系移行に向けて議論を行い、新体系移行のイメージを共有
- サービス管理責任者研修会等への参加

- 移行後の職員体制の決定
- 移行後の職員体制の説明
- 必要に応じて職員を募集
- 個別支援計画の作成

施設・設備

- 設備の改修等を実施(基盤整備事業を活用する場合は早めに都道府県に相談)

# 新体系サービス移行の具体的なスケジュール(例)

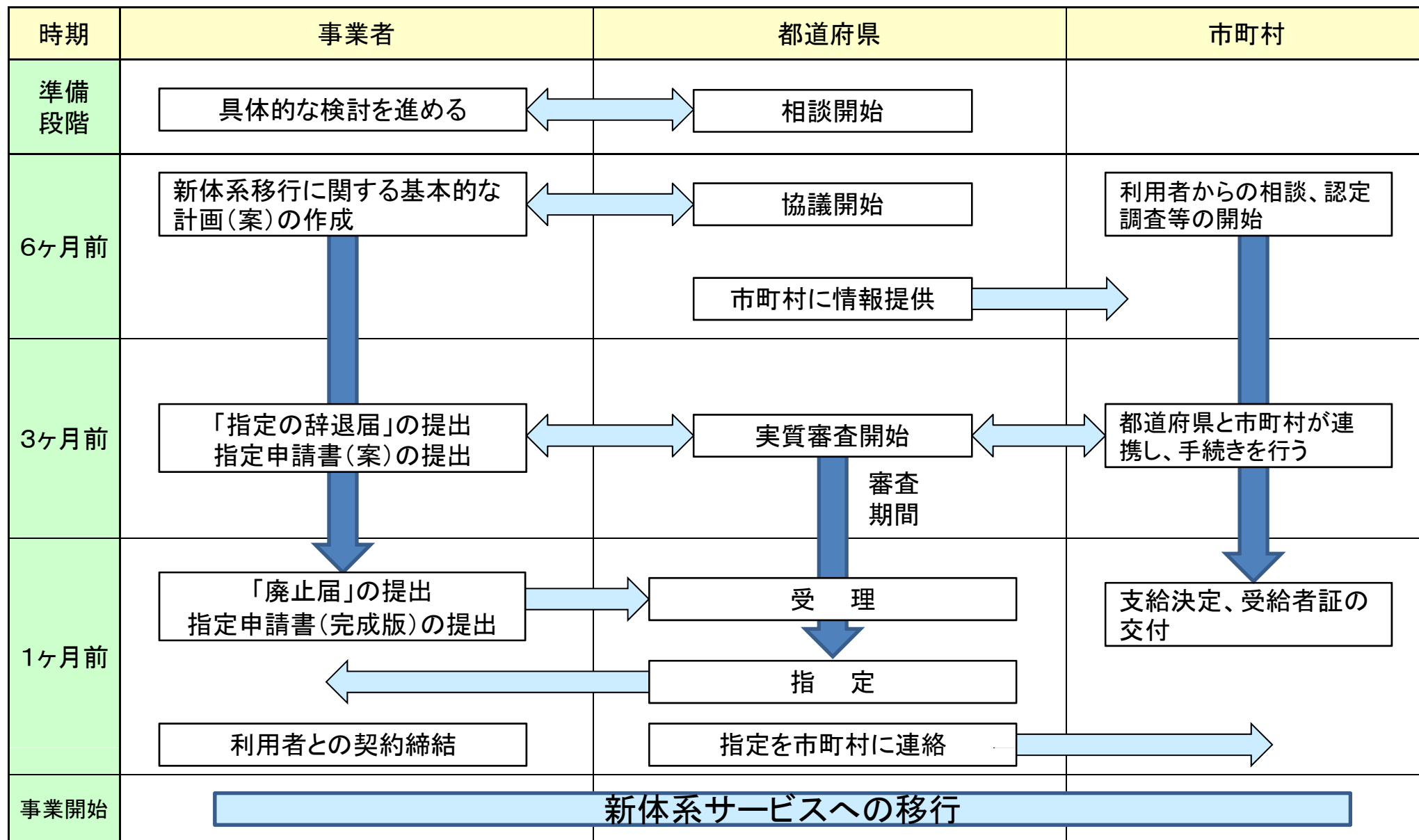
## 社会福祉法人・施設における必要な準備

- ・事務責任者の選定(新体系移行プロジェクトチーム等の設置)
- ・移行先事業について具体的な検討を進め、都道府県及び区市町村へ相談(施設整備費や基金による移行支援策の活用の相談)
- ・理事会や評議会の開催(新体系サービス移行への方向性を検討)
- ・新体系移行の具体的な計画(案)の策定に向け、移行に関する課題の整理や実施スケジュールの検討
- ・サービス管理責任者研修会への職員派遣等、移行後の人員配置の検討(職員研修も兼ねつつ新体系移行に向けての議論開始)
- ・利用者や家族に対し、新体系の理念や移行先事業に関する説明(区市町村と連携し、適宜、障害程度区分の認定手続を進める)

時期	社会福祉法人・施設の許認可関係	施設の運営関係	利用者・家族関係
6ヶ月前	・新体系移行に関する具体的な計画(案)(サービスメニュー、定員、人員配置、移行までの事務処理スケジュール)を作成し、都道府県との協議を開始。		・移行先事業について、利用者や家族への具体的な説明と同意
	・現人員体制と比較し、移行後の体制を検討(移行後の事業収支の試算、経営予測)		
3ヶ月前	・必要に応じ、職員の募集や設備の改修等を開始 ・社会福祉法人定款変更申請書の作成開始	・必要に応じ、人員配置や運営方針の再検討 ・請求事務に関する相談	・利用者や家族と個別面談を開始(随時、不安解消や事業改善に向けた意見聴取)
	・「指定の辞退届」の提出 ・指定申請書(案)の提出(都道府県の実質審査の開始)	・職員に対し、移行後の職員体制の説明 ・移行後の職員体制の決定	
2ヶ月前	・理事会・評議員会の開催 新体系移行後の事業計画・予算の承認 定款変更の承認 運営規程等の諸規程変更の承認	・利用契約書、重要事項説明書、サービス利用説明書の作成 ・個別支援計画様式、諸記録様式の作成	・新体系サービス利用者の確定 ・利用契約書の作成 ・支給決定と受給者証の受領予定の確認
1ヶ月前	・「廃止届」の提出 ・定款変更申請書の提出 ・正式な指定申請書の提出	・新事業パンフレットの作成、ホームページの変更 ・新体系サービス移行後の会計・報酬請求実務の確認	・利用者ごとの個別支援計画の作成 ・利用契約の締結、重要事項説明書等の交付 ・受給者証の受領
事業開始	・新体系サービス事業所の指定や定款変更の認可	<b>新体系サービスへの移行</b>	

※ 新体系移行スケジュール(例)については、あくまでも参考としての例であるため、都道府県に対する十分な確認が必要。(適宜、修正等を行い、ご利用ください。)

## 事業者指定のスケジュール(例)



※ 新体系移行スケジュール(例)については、あくまでも参考としての例であるため、都道府県に対する十分な確認が必要。(適宜、修正等を行い、ご利用ください。)

(案)

障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行状況等調査

時点 平成23年10月1日
都道府県名

1. 旧法施設等の移行状況（施設種別）

① 身体障害者更生支援施設

Table with 3 columns: 施設種別, 新体系移行数, 旧体系指定数. Rows include 身体障害者療護施設, 身体障害者更生施設, etc.

② 知的障害者支援施設

Table with 3 columns: 施設種別, 新体系移行数, 旧体系指定数. Rows include 知的障害者入所更生施設, 知的障害者入所授産施設, etc.

③ 精神障害者社会復帰施設

Table with 3 columns: 施設種別, 新体系移行数, 旧体系指定数. Rows include 精神障害者生活訓練施設, 精神障害者入所授産施設, etc.

④ 合計

Summary table with 3 columns: 施設種別, 新体系移行数, 旧体系指定数.

2. 旧法施設等の新体系サービスの移行傾向

Large table with 12 columns: 生活介護, 自立訓練(機能訓練), 自立訓練(生活訓練), (再掲)宿泊型自立訓練, 就労移行支援, 就労継続支援A型, 就労継続支援B型, 共同生活援助, 共同生活介護, 合計, 施設入所支援. Rows list various facility types and their transition counts.





## 新体系サービスへの移行計画

都道府県名

新体系サービスへの移行事業所数の計画及び実績

	10月1日時点 事業所数	10月2日～ 10月31日		11月		12月		24年1月		2月		3月		残
		移行計画数	移行実績	移行計画数	移行実績	移行計画数	移行実績	移行計画数	移行実績	移行計画数	移行実績	移行計画数	移行実績	
身体障害者療護施設														0
身体障害者更生施設														0
身体障害者入所授産施設														0
身体障害者通所授産施設														0
身体障害者小規模通所授産施設														0
身体障害者福祉工場														0
知的障害者入所更生施設														0
知的障害者入所授産施設														0
知的障害者通勤寮														0
知的障害者通所更生施設														0
知的障害者通所授産施設														0
知的障害者小規模通所授産施設														0
知的障害者福祉工場														0
精神障害者生活訓練施設														0
精神障害者入所授産施設														0
精神障害者福祉ホームB型														0
精神障害者通所授産施設														0
精神障害者小規模通所授産施設														0
精神障害者福祉工場														0
<b>合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

注 「10月1日時点事業所数」は「障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行状況等調査」における「旧体系指定数」と同一とすること

注 「移行計画数」及び「移行実績」は「障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行状況等調査」と同一のカウント方法を用いること